

令和元年6月期和泊町農業委員会定例総会議事録

1. 開催場所 和泊町役場 多目的ホール（道路側）

2. 出席委員（13人）

| | | | |
|------|-----|-----|-----|
| 委員 | 1番 | 平田 | 春夫 |
| 委員 | 2番 | 伊地知 | 幸弥 |
| 委員 | 3番 | 三島 | 治生 |
| 委員 | 4番 | 川畑 | 善美 |
| 委員 | 5番 | 今井 | 博美 |
| 委員 | 6番 | 久富 | 裕樹 |
| 委員 | 7番 | 大山 | 秀樹 |
| 委員 | 8番 | 玉野 | 政仁 |
| 委員 | 9番 | 谷山 | 健一郎 |
| 委員 | 10番 | 徳永 | 孝男 |
| 委員 | 11番 | 村山 | 俊夫 |
| 会長 | 12番 | 大福 | 富一 |
| 会長 | 13番 | 野村 | 栄治 |
| 推進委員 | | 加納 | 秋一 |
| 推進委員 | | 町田 | 克彦 |
| 推進委員 | | 田浦 | 克吉 |
| 推進委員 | | 東 | 秀光 |
| 推進委員 | | 川間 | 哲志 |
| 推進委員 | | 重村 | 安治 |
| 推進委員 | | 外山 | 安孝 |
| 推進委員 | | 亘 | 幸世 |

3. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議案第9号 農地利用最適化推進委員の承認について
- 議案第10号 農用地利用計画変更の承認について
- 議案第11号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第12号 農地法第4条の規定による許可について
- 議案第13号 農地法第5条の規定による許可について
- 議案第14号 農用地利用集積計画の作成について
- 議案第15号 農地のあっせん申出の受理及びあっせん委員の選出について
- 議案第16号 農地のあっせん申出の取下げ願いについて
- 議案第17号 非農地証明書の発行について

報告

報告第1号 合意解約に関する報告

報告第2号 相続登記に関する報告

その他

①令和元年度農地パトロール(利用状況調査)について

②田畑売買価格調査について

③公務災害報償制度について

④時期総会について

令和元年7月22日(月)午前9時から(多目的ホール)

議案提出締切日:7月12日(金)午後5時

現地確認 :7月16日(火)午後1時30分から

4. 農業委員会事務局職員

事務局長 先山 照子 事務局次長 西村 雄次

事務局主査 大坪 忠仁

| | |
|--------------|---|
| 9:00～ 事務局 | みなさん、おはようございます。ただ今から令和元年度6月期和泊町農業委員会定例総会を開会いたします。出席委員は13名で、定足数に達しておりますので総会は成立しています。それでは、和泊町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることになっておりますので、会長にお願いしたいと思います。それでは会長、議事の進行をお願いします。 |
| 野村会長 | おはようございます。それでは、まず議事録署名委員の指名を致します。村山委員、平田委員と私、野村を指名致します。よろしいでしょうか。 (異議なしの声) |
| 議長 | 議案第9号 農地利用最適化推進委員の承認について、農業委員会に関する法律及び和泊町農地利用最適化推進委員選任に関する規則第10条により、農地利用最適化推進委員を選任し委嘱状を交付することについて、審議を求めます。立候補者は谷山字大江義仁さんで3名以上に推薦されております。他に立候補者はありません。大江さんは担い手農業者として30年以上農業に従事しております。主に馬鈴薯、さとうきびを生産しております。特に問題ないと考えます。皆さんのご意見を求めます。 (異議なしの声) 農地利用最適化推進委員として承認したいと思います。委嘱状を交付いたします。 |
| 大江委員 | おはようございます。 1年間ですが、頑張りますので、よろしく申し上げます。 |

| | |
|-----|---|
| 議 長 | 議案第10号 農用地利用計画変更申請明細について、農業振興地域の整備に関する法律第13条による農地利用計画変更について申出を受理したので、次のとおり審議を求めます。事務局説明をお願いします。 |
| 事務局 | 整理番号1 計画変更除外、土地の所在が国頭字〇〇 畑 4,083㎡ 申請人は和泊〇〇在住の〇〇氏、変更の理由は、レンタカーの駐車場受付、レンタカー車両用品収納庫・洗車場・通路等です。権利の種類は所有権、土地の所有者は国頭〇〇在住の〇〇氏、現地を確認したところさとうきびが作付けされていて、今年度末には刈り取りをすることです。農用地域内のため除外したあとに、転用をします。地図をご覧ください。場所は、沖永良部空港の北側になります。現在、申請人の既存のレンタカー屋さんに隣接したところです。除外する要件を満たしております。審議を求めます。 |
| 議 長 | <p>それでは、承認を求めます。 (異議なしの声)</p> <p>承認したいと思います。</p> <p>議案第11号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。事務局説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>申請番号3番は、取下げの依頼が出ております。取下げを受理したいと思います。</p> <p>議案第11号地法第3条の規定による所有権移転の許可申請になります。</p> <p>申請番号1 土地の所在が玉城字〇〇 畑 1,666㎡ 譲渡人は沖縄県〇〇在住の〇〇氏、譲受人は和泊〇〇在住の〇〇氏、申請事由は経営規模拡大のため、全面積で〇〇円です。</p> <p>申請番号2 土地の所在が玉城字〇〇 畑 1,179㎡ 他2筆、合計面積7,832㎡、譲渡人は兵庫県〇〇在住の〇〇氏、譲受人玉城〇〇在住の〇〇氏 申請事由は身内への贈与です。</p> <p>申請番号4 土地の所在が谷山字〇〇 畑 7,653㎡ 譲渡人は仁志字〇〇在住の〇〇氏、譲受人は仁志字〇〇在住の〇〇氏、子への生前贈与です。</p> <p>申請番号5 土地の所在が谷山字〇〇 畑 2,592㎡ 譲渡人は岡山県〇〇在住の〇〇氏、譲受人は仁志〇〇在住の〇〇氏 申請事由は経営規模の拡大のため全面積で〇〇円です。</p> <p>申請番号6 土地の所在が畦布字〇〇 畑 2,079㎡ 他2筆 合計面積5,934㎡ 譲渡人は畦布〇〇在住の〇〇氏、譲受人は畦布〇〇の〇〇氏、申請事由は経営規模の拡大のため、全面積〇〇円です。</p> <p>申請番号7 土地の所在が手々知名字〇〇 畑 289㎡ 譲渡人手々知名字〇〇在住、〇〇氏 譲受人手々知名字〇〇在住、〇〇氏 申請事由は贈与</p> <p>申請番号8 土地の所在手々知名字〇〇 畑 288㎡ 譲渡人は手々知名〇〇在住の〇〇氏、譲受人は手々知名〇〇在住の〇〇氏、申請事由は贈与です。以上です。これは、農地法第3条第2項の各号には該当しないため許可</p> |

| | |
|-----|--|
| | 要件を満たしていると考えます。審議のほどお願いします。 |
| 議長 | <p>補足説明、質問はありますか。 (なしの声)</p> <p>採決を取ります。賛成のかたは挙手をお願いします。 (全委員 挙手)</p> <p>全委員賛成で承認いたします。</p> <p>議案第12号 農地法第4条の規定による許可について、農地法第4条の規定による許可申請書を受理したので、次のとおり審議を求めます。事務局説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>申請番号1 土地の所在が国頭字〇〇 畑 931㎡ 国頭字〇〇の一部397㎡ 国頭字〇〇の一部 6.13㎡ 国頭字〇〇の一部 281.86㎡ 国頭字〇〇の一部 1172㎡ 合計6,155㎡のうちの1,733㎡ 申請事由は、畜産規模拡大により農用倉庫、畜舎、堆肥舎が必要になったため、現在、事前着工により建物は完成しております。去年の利用状況調査の際にわかりそれから申請人と話をした結果、今回始末書を添えての申請となりました。農業用施設への転用です。不許可の例外となります。審議のほどお願いします。</p> |
| 議長 | <p>承認してよろしいでしょうか (異議なしの声)</p> <p>それでは、承認とします。</p> |
| 議長 | <p>議案第13号 農地法第5条の規定による許可について、農地法第5条の規定による許可申請を受理したので、次のとおり審議を求めます。事務局説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>申請番号1 土地の所在が和泊字〇〇 畑 2,253㎡ 譲渡人が和泊〇〇の〇〇氏、譲受人は沖縄県〇〇在住の〇〇氏です。申請事由はペンション建築のためです。土地取得費〇〇円です。</p> <p>申請番号2 土地の所在が国頭字〇〇 畑 2,394㎡ 貸人は和泊〇〇在住の〇〇氏、借受人は和泊〇〇在住の〇〇氏、申請事由はキビの調苗作業場の作業効率化のためです。使用貸借権設定(許可日から20年間)です。</p> <p>申請番号3 土地の所在が国頭字〇〇 畑 536㎡ 貸人は国頭〇〇在住の〇〇氏、借受人は国頭〇〇在住の〇〇氏、申請事由は廃車保管場所が必要なため、貸借権設定(許可日から30年間使用) 賃借料年〇〇円です。以上です。審議のほどお願いします。</p> |
| 議長 | <p>補足、質問はありますか (なしの声)</p> <p>なければ、採決したいと思います。承認してよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。 (全委員 挙手)</p> <p>全委員賛成ということで、承認とします。議案第14号 農用地利用集積計画の作成について、農業経営基盤強化促進法第18条の農用地利用集積計画を作</p> |

| | |
|------|---|
| | 成したので、次のとおり審議を求める。事務局説明をお願いします。 |
| 事務局 | 今回、利用権の設定が58件あり、簡略して説明させていただきます。 賃貸借の相對契約が申請番号1から7, 54から56, 58の11件となっており、面積の合計が53,940㎡となっております。公社との賃貸借が, 8から9, 11から18, 20から22, 28, 31から33, 36, 43, 52の合計20件となっております。面積の合計が115,362㎡ 使用貸借の相對が53,57㎡ 2件 合計面積7,803㎡となっております。使用貸借の公社が, 10, 19, 25から27, 29から30, 34, 35, 37から42, 44から51で合計件数25件, 合計面積285,912㎡となっております。利用権の設定の合計件数58件, 合計面積463,017㎡となっております。簡略化させていただきましたが、審議のほどお願いします。補足説明です。公社との契約で永嶺字の地域集積事業が含まれています。24件で合計面積288,797㎡ それ以外の一般公社以外が14件、116,143㎡となっております。 |
| 川畑委員 | 申請番号13の借受人の国頭〇〇の〇〇さんは、認定新規就農者になっていきますか。 |
| 事務局 | 認定新規就農者になっております。 |
| 議長 | それでは、一括で承認をしたいと思います。 賛成の方は挙手をお願いします。 (全委員 挙手) 承認させていただきます。 議案第15号 農地のあっせん申し出の受理及びあっせん委員の選任について、農地移動適正化あっせん事業実施要領第9に基づくあっせんの申し出があったので、別紙のとおり提出する。併せてあっせん委員の選任を求める。事務局説明をお願いします。 |
| 事務局 | 売りのあっせん申請が3件出ています。 整理番号1 和字〇〇 畑 1,407㎡ 他4筆 合計面積16,831㎡ 申出人は和〇〇の〇〇氏, あっせん価格は相場です。 整理番号2 和字〇〇 畑 2,229㎡ 他2筆 合計面積 5,186㎡ 申出人は和〇〇の〇〇氏, あっせん価格は相場です。 整理番号3 内城〇〇 畑 3,220㎡ 申出人は瀬名〇〇の〇〇氏, あっせん価格は相場です。 整理番号4 大城字〇〇 畑 1,841㎡ 他4筆 合計6,547㎡ 申出人は兵庫県〇〇在住の〇〇氏, あっせん価格は相場です。 以上です。 |
| 議長 | それでは、整理番号1から審議します。 |
| 大福委員 | 整理番号1の補足説明をします。申出人の和〇〇在住の〇〇氏は高齢で後継者もいません。現在は、〇〇氏が牛の牧草を植えております。基盤整備はされていません。 |

| | |
|------|--|
| 議 長 | あっせん価格は〇〇万からでよろしいですか、あっせん委員は、大福委員，平田委員，加納委員でお願いします。 |
| 大福委員 | 整理番号2の補足説明をします。申出人和〇〇在住の〇〇氏は高齢で後継者がいません。現在，〇〇氏が馬鈴薯を作付けしています。基盤整備され畑かん設備も整っています。 |
| 議 長 | あっせん価格は，〇〇万からでよろしいですか，あっせん委員は，大福委員，平田委員，加納委員でお願いします。 |
| 村山委員 | 整理番号3の補足説明をします。県道沿いで条件がいい土地です。売り手が規模縮小のために売買したいとのこと。買い手を鑑みると，〇〇万から〇〇万が妥当な価格だと考えます。審議のほどお願いします。 |
| 議 長 | それでは，あっせん価格を〇〇万から〇〇万にしたいと思います。あっせん委員は，村山委員，外山委員でお願いします。 |
| 谷山委員 | 整理番号4の補足説明をします。小字名〇〇ではなく，〇〇です。売り手が将来，島に帰る予定がないので，売買したいとのこと。耕作されている方も高齢で土地を買う意思はないとのこと。売買価格は，〇〇万から〇〇万が妥当だと思います。以上です。 |
| 議 長 | それでは，あっせん価格を〇〇万から〇〇万でお願いします。あっせん委員は，谷山委員，徳永委員でお願いします。次に，借りのあっせんについて事務局説明をお願いします。 |
| 事務局 | 借りのあっせんが1件出ています。整理番号1 土地の所在は和泊町内で面積が10,000㎡で申出人が根折〇〇在住の〇〇氏で希望価格が〇〇円からです。 |
| 議 長 | あっせん委員は、大山委員お願いします。議案第16号 農地のあっせん申し出の取り下げ願いについて 農地移動適正化あっせん事業実施要領第9に基づくあっせんの申し出の取下げ願いが別紙のとおり提出されたので、審議を求める。事務局説明をお願いします。 |
| 事務局 | 整理番号1 土地の所在が大城字〇〇 畑 361㎡ 他4筆 合計面積5,961㎡ 申出人大城〇〇在住の〇〇氏から売りのあっせんが4月に出ていましたが、取下げしたいとの申し出がありました。理由は、都合によりです。以上審議をお願いします。 |
| 議 長 | 売る意思がないとのことなので、取下げを受理したいと思います。議案第17号 非農地証明書の発行について 下記の者から非農地証明願いを受理したので、調査員による現地調査内容の報告後に審議を求める。報告をお願いします。 |

| | |
|------|---|
| 平田委員 | <p>それでは、調書をご覧ください。申請者が、知名町余多〇〇在住の〇〇氏です。申請地は、和泊字〇〇 畑 2,359㎡の一部 1,026㎡です。現在は、資材置場になっておりまして、非農地の状態です。申請地は、前所有者により平成13年12月に軽微な変更で農業用倉庫建設のため変更済みで既に倉庫が建っています。その後、分筆登記等がなされないまま、登記簿地目は畑のままとなっています。既に20年近く経過していて、平成30年5月21日担保不動産競売により取得、建物が建っているところを非農地として、証明してほしいとのことです。都市計画区域内ではありません。</p> |
| 議 長 | <p>質問はありませんか。 (なしの声) それでは、賛成の方は挙手をお願いします。</p> |
| | <p>(全委員 挙手)</p> |
| 議 長 | <p>全委員賛成ということで、承認します。合意解約申し出について 農地法第3条及び基盤強化法等に基づく利用権の設定等の合意解約についての報告をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>それでは、合意解約の報告をします。整理番号1 利用権を設定した者 永嶺〇〇の〇〇氏 利用権の設定を受けた者 永嶺〇〇の〇〇氏 土地の所在は永嶺字〇〇 2,404㎡ 他5筆 合計面積9,181㎡ 合意解約をした日は、5月14日です。整理番号2 利用権を設定した者 永嶺〇〇の〇〇氏 利用権の設定を受けた者 知名町上城〇〇の〇〇氏 土地の所在は、永嶺字〇〇 2,995㎡ 他1筆 合計面積5,155㎡ 合意解約をした日は、5月14日です。整理番号3 利用権を設定した者 永嶺〇〇の〇〇氏 利用権の設定を受けた者 永嶺〇〇の〇〇氏 土地の所在は永嶺字〇〇 880㎡ 他7筆 合計面積18,871㎡ 合意解約をした日は、5月14日です。整理番号4 利用権を設定した者 和泊〇〇の〇〇氏 利用権の設定を受けた者 内城〇〇の〇〇氏 土地の所在は、内城字〇〇 771㎡ 他2筆 合計面積3,260㎡ 合意解約をした日は、6月5日です。整理番号5 利用権を設定した者 内城〇〇の〇〇氏 利用権の設定を受けた者 内城〇〇の〇〇氏 土地の所在は、内城字〇〇 331㎡ 他1筆 合計面積1,612㎡ 合意解約した日は、6月5日です。整理番号6 利用権を設定した者 国頭〇〇の〇〇氏 利用権の設定を受けた者 国頭〇〇の〇〇氏 土地の所在は、国頭字〇〇 4,068㎡ 合意解約した日は、5月31日です。整理番号7 利用権を設定した者 鹿児島市〇〇の〇〇氏 利用権の設定を受けた者 畦布〇〇の〇〇氏 土地の所在は、畦布字〇〇 2,079㎡ 他2筆 合計面積5,934㎡ 合意解約した日は、6月10日です。整理番号8 利用権を設定した者 畦布〇〇の〇〇氏 利用権の設定を受けた者 鹿児島市〇〇の〇〇氏 土地の所在は、畦布字〇〇 2,079㎡ 他2筆 合計面積5,934㎡ 合意解約した日は、6月10日です。以上、ご報告でした。</p> |

| | |
|-----|---|
| 議 長 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告をお願いします。 |
| 事務局 | <p>整理番号1 土地の所在は、皆川字〇〇 畑 762㎡ 他8筆 合計面積12,127㎡ 被相続人は〇〇氏で権利を取得した者が東京都〇〇在住の〇〇氏です。</p> <p>整理番号2 土地の所在は、仁志字〇〇 畑 900㎡ 他2筆 合計面積3,453㎡ 被相続人は〇〇氏で権利を取得した者が仁志〇〇の〇〇氏です。</p> <p>整理番号3 土地の所在は、出花字〇〇 畑 454㎡ 他8筆 合計面積10,877㎡ 被相続人は〇〇氏で権利を取得した者が出花〇〇の〇〇氏です。以上、ご報告でした。</p> |
| 議 長 | その他です。令和元年度農地パトロール利用状況調査について、事務局の方から説明をお願いします。 |
| 事務局 | <p>利用調査を実施するにあたり、推進会議を開催し、調査方法など周知することになっております。この会議を推進会議とさせていただきます。農地パトロールは、農地の利用促進につなげるための情報収集を目的に、主に次の3点を重点として実施する。①地域の農地利用の確認②遊休農地の実態把握③違反転用の発生防止・早期発見この3項目を重点として調査をお願いします。農地法における位置づけ、農地法第30条1項 農業委員会は、農林水産省令で定めるところにより、毎年1回、その区域内にある農地の利用の状況についての調査を行わなければならない。となっておりますので、例年通り実施します。調査方法として、①配付物 実施要領、遊休農地に関する措置の流れ、地区内農地一覧表、地区内転用許可一覧、昨年度の遊休農地の意向状況一覧、調査用地図（航空写真と白地図）4字は後日配付いたします。②地区内の農地の全ての利用状況を調査確認します。③農地一覧表の右覧に状況及び調査日を記入してください。④調査票の記入項目、作物名・準備中(準)・非農地(非)・遊休地(遊)・と記入ください。調査の報告は、9月21日の総会までに報告ください。次ページ 要領は昨年度と変更はありません。最後のページ 遊休農地に関する措置の流れを御覧ください。8月頃、利用状況調査を実施 11月末までに利用意向調査の結果を遊休農地の所有者に発送します。1月末までに意向の表明期限とし、その後、来年の利用状況調査で再度所有者に状況を確認することになっております。意向どおりに実施されているかどうかの現地確認をして、意向どおりに使用されていない場合は、所有者に勧告します。勧告を出すと固定資産税が1.5倍に上がります。昨年度調査したところも一覧表に出ています。黄色で色付けしてあります。意向一覧も付けてあります。未記入の場所については、所有者から返事がないので、意向が確認できておりません。所有者に意向の確認をお願いします。所在が不明で封書が戻ってきた件に関しては、もし転居先が判明したら、教えていただきたいと思います。何か質問はありますか。</p> |
| 議 長 | 非農地か、遊休地の判別が難しいと思うが基準はあるのですか。 |

| | |
|-----|--|
| 事務局 | 基準としましては、現況が、トラクターや農業用機器で耕されているか、1年以上耕作されていなければ、遊休地とみなす。何年も耕作されず木などが生えている場合は、非農地になる。重機を入れないと畑として使えない場合などです。 |
| 議長 | 9月21日までに報告をお願いします。次に、田畑売買価格調査について、事務局説明をお願いします。 |
| 事務局 | 田畑売買価格について、毎年調査を依頼しております。今年も、売買の価格調査にご協力をお願いします。県の農業会議に報告する期限が7月31日になっています。期限を7月の総会までとさせていただきます。よろしくお願いいたします。 |
| 議長 | 担当地区で、変更したい委員は申し出てください。 (なしの声) 公務災害報償制度について、事務局説明をお願いします。 |
| 事務局 | 農業委員、農地利用最適化推進委員の公務災害報償制度について、活動時に事故などがあつた時に支給される保険のことです。保険料がA・B・C・D型があり、日数が30日・60日・90日、通年型となっております。活動状況でC型・D型が望ましいと思います。ご意見はありませんか。C型の加入でよろしいでしょうか。 (異議なしの声) |
| 議長 | 以上をもちまして、本日の総会を終了いたします。お疲れ様でした。 |

上記のとおり相違ないことを確認し署名する。

令和元年6月21日

議長 野村 栄治

署名委員 村山 俊夫

署名委員 平田 春夫